

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目 次 ページ

規 則

○北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則..... (国民健康保険課)	1
○北海道医師養成確保修学資金等貸付条例施行規則..... (地域医師確保推進室)	7
○退職手当の基礎在職期間等に関する規則及び北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... (人事課)	14
○北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則の一部を改正する規則..... (産業振興課)	15
○北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則..... (産業振興課)	21

規 則

北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則をここに公布する。
平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第43号

北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成20年北海道条例第5号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(抛出金の額の算定書類の提出)

第2条 北海道後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)は、知事が定める期日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 療養給付費等見込額計算書(別記第1号様式)
- (2) その他知事が必要と認める書類
(抛出金の納付)

第3条 広域連合は、各年度の財政安定化基金抛出金(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第116条第3項に規定する財政安定化基金抛出金をいう。以下同じ。)を知事が定める期日までに納めなければならない。

2 知事は、広域連合が前項の期日までに財政安定化基金抛出金を納めなかったときは、広

域連合に対し、その延滞日数に応じ、未納額につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(交付の申請)

第4条 広域連合は、北海道後期高齢者医療財政安定化基金(以下「基金」という。)から法第116条第1項第1号に掲げる事業に係る交付金(以下「交付金」という。)の交付を受けようとするときは、知事が定める期日までに別記第2号様式の財政安定化基金事業交付金交付申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 交付金交付額計算書(別記第3号様式)
- (2) 基金事業対象比率計算書(別記第4号様式)
- (3) 基金事業対象費用額計算書(別記第5号様式)
- (4) 基金事業対象収入額計算書(別記第6号様式)
- (5) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、交付を行うかどうかを決定し、その旨を広域連合に通知するものとする。

(貸付けの申請)

第6条 広域連合は、特定期間(法第116条第2項第1号に規定する特定期間をいう。以下同じ。)の初年度において、基金から同条第1項第2号に掲げる事業に係る貸付金(以下「貸付金」という。)の貸付けを受けようとするときは、知事が定める期日までに、別記第7号様式の財政安定化基金事業貸付金借入申請書に別記第8号様式の貸付金所要額計算書1及び次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 基金事業対象比率計算書(別記第4号様式)
- (2) 基金事業対象費用額計算書(別記第5号様式)
- (3) 基金事業対象収入額計算書(別記第6号様式)
- (4) 貸付金償還計画書(別記第9号様式)
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 広域連合は、特定期間の終了年度において、基金から貸付金の貸付けを受けようとするときは、知事が定める期日までに、別記第7号様式の財政安定化基金事業貸付金借入申請書に別記第10号様式の貸付金所要額計算書2及び前項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第7条 知事は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、貸付けを行うかどうかを決定し、その旨を広域連合に通知するものとする。

(借用証書の提出)

第8条 広域連合は、貸付金の貸付けを受けたときは、直ちに別記第11号様式の借用証書を

知事に提出しなければならない。

(償還方法)

第9条 広域連合は、貸付けを受けた特定期間の次の特定期間の各年度において償還金を償還しなければならない。

2 広域連合は、各年度の償還金を知事が定める期日(以下「償還期日」という。)までに納めなければならない。

3 知事は、広域連合が貸付金の償還期日までに償還金を納めなかったときは、広域連合に対し、その延滞日数に応じ、未納額につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(償還期限の延長等)

第10条 知事は、広域連合が貸付金の償還により保険料が著しく高くなると見込まれる場合であってやむを得ないと認められるとき、又は災害その他特別の事情があると認められるときは、貸付金の償還期限(前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号。以下「算定政令」という。)第14条第4項に規定する償還期限をいう。以下同じ。)を延長することができる。各年度の償還期日についても同様とする。

2 広域連合は、前項の規定に基づき、償還期限の延長又は各年度の償還期日の延期を求めるときは、当該償還期限等の20日前までに、別記第12号様式の財政安定化基金事業貸付金償還期限等延長申請書に別記第10号様式の貸付金償還計画書を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査の上、償還期限の延長等を行うかどうか及びその期間を決定し、広域連合に通知するものとする。

(繰上償還)

第11条 広域連合は、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとするときは、あらかじめ、別記第13号様式の財政安定化基金事業貸付金繰上償還通知書を知事に提出するものとする。

(交付金及び貸付金の額の減額等)

第12条 知事は、広域連合が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金若しくは貸付金の額を減額し、又は交付若しくは貸付けを行わないとすることができる。

(1) 予定保険料収納率(高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第18条第3項第1号の予定保険料収納率をいう。)を不当に過大に見込んだことにより交付金又は貸付金の額が不当に過大になると認められるとき。

(2) 保険料収納必要額(算定政令第13条第8項の保険料収納必要額をいう。)を不当に過小に見込んだことにより貸付金の額が不当に過大になると認められるとき。

(3) 偽りその他不正の手段により、交付金の交付又は貸付金の貸付けを受けようとしたと

き。

(4) その他知事が必要と認めるとき。

2 知事は、広域連合が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の全部若しくは一部の返還を求め、又は貸付金の全部若しくは一部を繰り上げて償還させることができる。

(1) 前項第1号から第3号までのいずれかに該当することが判明したとき。

(2) 交付金又は貸付金を他の目的に使用したとき。

(3) その他知事が必要と認めるとき。

(報告及び調査)

第13条 知事は、必要があると認めるときは、広域連合に対し、この規則に定めるもののほか、交付金又は貸付金に関する事項について報告を求め、又は関係書類その他について実地に調査できるものとする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

療養給付費等見込額計算書

年度 A	年度 B	合計額(A+B)
円	円	円

別記第2号様式(第4条関係)

財政安定化基金事業交付金交付申請書

記 号 番 号
年 月 日

北海道知事 様

北海道後期高齢者医療広域連合

広域連合長 印

北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則第4条の規定により、次のとおり交付金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請金額 円
- 2 交 付 条 件 北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則のとおり
- 3 口座振替払の振込先銀行等の名称及び口座番号

振込先銀行等の名称	口 座 番 号

普通
当座

別記第3号様式(第4条関係)

交付金交付額計算書

保険料収納下限額未満市町村以外の市町村ごとに算定した 算定政令第13条第2項第1号の額の合計額			
市町村予定保険料 収 納 額 (ア)	省令第24条第1号 及び第2号の額(イ)	基金事業対象比率 (ウ)	算 定 額 A (A:(ア)-(イ)×(ウ))
円	円		円

保険料収納下限額未満市町村ごとに算定した 算定政令第13条第2項第2号の額の合計額		
市町村予定保険料収納額(ア)	市町村保険料収納下限額(イ)	算 定 額 B(B:(ア)-(イ))
円	円	円

基金事業対象費用額の不足(見込)額 (算定政令第13条第2項第3号の額)		
省令第26条第1号の額 (ア)	省令第26条第2号の額 (イ)	算 定 額 C(C:(ア)-(イ))
円	円	円

AとBの合計額 D	交付対象額 E (CとDのうち、いずれか少ない額)	交 付 額 (E×1/2)
円	円	円

備考1 算定政令とは前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)をいう。

2 省令とは高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令(平成19年厚生労働省令第140号)をいう。

別記第4号様式(第4条、第6条関係)

基金事業対象比率計算書

保険料収納必要額のうち基金 事業対象費用額となる額 A	保 険 料 収 納 必 要 額 B	基 金 事 業 対 象 比 率 (A ÷ B)
円	円	

別記第5号様式(第4条、第6条関係)

基金事業対象費用額計算書

区 分	初 年 度	終 了 年 度
療養の給付等に要した費用の額	円	円
財政安定化基金拠出金	円	円
法第117条第2項の規定による拠出金の 納付に要した費用の額	円	円
基金事業借入金の償還に要した費用の額 の合計額	円	円
合 計	円	円

別記第6号様式(第4条、第6条関係)

基金事業対象収入額計算書(年度)

収入額の区分	収入額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金及び法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものの額				計 (A + D)
	算定できるもの A	算定できないもの			
		収入額 B	基金事業対象比率 C	算定額 D(D : B × C)	
実績保険料収納額	円				円
法第93条、第96条及び第98条の規定による負担金の額の合計額	円				円
法第95条の規定による調整交付金の額の合計額	円				円
法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金の額の合計額		円		円	円
法第100条の規定による後期高齢者交付金の額の合計額	円				円
法第117条第1項の規定による交付金の額の合計額	円				円
法第102条及び第103条の規定による補助金の額の合計額	円	円		円	円
その他後期高齢者医療に要する費用のための収入の額	円	円		円	円
合 計	円	円		円	円

備考 法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金の額の合計額は、法附則第14条第2項の規定による繰入金の額を含む。

別記第7号様式(第6条関係)

財政安定化基金事業貸付金借入申請書

記 号 番 号
年 月 日

北海道知事 様

北海道後期高齢者医療広域連合

広域連合長 印

北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則第6条第1項(第2項)の規定により、次のとおり貸付金を借り入れたいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 借入申請金額 円
- 2 借入条件 北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則のとおり
- 3 口座振替払の振込先銀行等の名称及び口座番号

振込先銀行等の名称	口座番号
	普通 当座

別記第8号様式 (第6条関係)

貸付金所要額計算書1 (年度)

初年度基金事業対象費用額 A	初年度基金事業対象収入額 B	貸付対象額 C (C : A - B)
円	円	円

貸付限度額 (C × 1.1)	貸付希望額 (貸付限度額の範囲内)
円	円

別記第9号様式 (第6条、第10条関係)

貸付金償還計画書
年度借入申請額 円

基金事業対象貸付金償還額		
年度 A	年度 B	小計 C (C : A + B)
円	円	円

基金事業対象貸付金償還額		
年度 D	年度 E	小計 F (F : D + E)
円	円	円

基金事業対象貸付金償還額		
年度 G	年度 H	小計 I (I : G + H)
円	円	円

合計 (C + F + I)
円

欄は、第10条の規定により償還する場合に使用すること。

別記第10号様式 (第6条関係)

貸付金所要額計算書2 (年度)

省令第31条の規定により 準用される省令第26条第 1号の額 A	省令第31条の規定により 準用される省令第26条第 2号の額 B	基金事業対象費用額の不足額 C (C : A - B)
円	円	円

初年度の貸付金の額 D	終了年度の交付金の額 E	省令第32条の規定により 算定される額 F
円	円	円

貸付対象額 G (G : C - (D + E + F))	貸付限度額 (G × 1.1)	貸付希望額 (貸付限度額の範囲内)
円	円	円

備考 省令とは高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令(平成19年厚生労働省令第140号)をいう。

別記第11号様式(第8条関係)

借 用 証 書		第	号
金 額	円		

上記の金額を次の条件で借用しました。

- 借入対象事業名
- 据置期限 年 月 日
- 償還期限 年 月 日
- 延滞金支払いの方法 毎期日の元金の全部又は一部の支払いを延滞した場合は、延滞元金の額につき、延滞日数に応じ、年10.75パーセントの割合で計算した額を延滞金として支払います。
- その他 この貸付金の運用、償還等に関しては、北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の関係規定に従います。

年 月 日

北海道知事 様

北海道後期高齢者医療広域連合
広域連合長 印

備考 には記入しないこと。

別記第12号様式(第10条関係)

財政安定化基金事業貸付金償還期限等延長申請書

記 号 番 号
年 月 日

北海道知事 様

北海道後期高齢者医療広域連合
広域連合長 印

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定を受けた北海道後期高齢者医療財政安定化基金事業貸付金の償還期日を延長したいので、北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則第10条の規定により申請します。

記

- 金 額 円
- 償還期日 年 月 日
- 償還期限延期期日 年 月 日
- 理 由

別記第13号様式(第11条関係)

財政安定化基金事業貸付金繰上償還通知書

記 号 番 号
年 月 日

北海道知事 様

北海道後期高齢者医療広域連合
広域連合長 印

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定を受けた北海道後期高齢者医療財政安定化基金事業貸付金を、次のとおり繰上償還したいので、北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則第11条の規定により通知します。

記

年 度 区 分	年 度
借 入 年 月 日	年 月 日
借 用 証 書 番 号	第 号
借 入 額	円

繰上償還額	円
繰上償還期日	年 月 日
繰上償還理由	

北海道医師養成確保修学資金等貸付条例施行規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第44号

北海道医師養成確保修学資金等貸付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道医師養成確保修学資金等貸付条例(平成20年北海道条例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定公的医療機関)

第2条 指定公的医療機関(条例第2条第1号に規定する指定公的医療機関をいう。以下同じ。)は、原則として、人口10万人に対する医師の数が全道の平均値を上回る第2次医療圏(医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項第10号に規定する区域をいう。以下同じ。)以外の第2次医療圏に所在する同法第31条に規定する公的医療機関のうちから同法第30条の12第1項の協議を経て知事が指定するものとする。

(貸付けの申請)

第3条 条例第4条第1項の規定による申請は、別記第1号様式の北海道医師養成確保修学資金等貸付申請書を知事に提出してしなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 誓約書(別記第2号様式)

(2) 戸籍抄本又はこれに代わる書面

(3) 修学資金(条例第6条第1項第1号に規定する修学資金をいう。以下同じ。)の貸付けの申請者にあつては、在学する大学の在学証明書

(4) 研修資金(条例第2条第3号に規定する研修資金をいう。以下同じ。)の貸付けの申請者にあつては、臨床研修等(同号に規定する臨床研修等をいう。以下同じ。)を受けている病院の勤務証明書

(5) その他知事が必要と認める書類

(借用証書の提出)

第4条 条例第4条第2項の規定による貸付けの決定の通知を受けた者は、別記第3号様式の北海道医師養成確保修学資金等借用証書を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する借用証書の作成に要する費用は、当該通知を受けた者が負担しなければならない。

(修学資金等の交付)

第5条 修学資金等(条例第3条第1項に規定する修学資金等をいう。以下同じ。)は、次項及び第3項に規定するものを除き、毎月21日までに当月分を交付するものとする。

2 大学修学資金(条例第2条第1号に規定する大学修学資金をいう。以下同じ。)(大学の入学金に相当する額に限る。)は、大学に入学した年の4月21日までに全額を交付するものとする。

3 大学修学資金(大学の授業料に相当する額に限る。)は、知事が別に定める場合を除き、毎年4月21日までに当該年の前期分の授業料に相当する額を、毎年10月21日までに当該年の後期分の授業料に相当する額を交付するものとする。

(連帯保証人の変更の届出)

第6条 条例第5条第3項の規定による連帯保証人の変更の届出は、別記第4号様式の連帯保証人変更届出書により行わなければならない。

(貸付期間の延長)

第7条 条例第6条第4項の規定による貸付期間の延長を求めようとする者は、別記第5号様式の北海道医師養成確保修学資金等貸付期間延長申請書にその理由を証明する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請書を受理したときは、貸付期間の延長の可否を決定し、その旨を当該申請者に対し通知するものとする。

(返還の債務の免除の通知)

第8条 知事は、条例第7条第1項の規定により返還の債務の免除を行ったときは、修学資金等の貸付けを受けた者(当該貸付けを受けた者が死亡した場合にあつては、その連帯保証人又は遺族)にその旨を通知するものとする。

(勤務の中断の承認)

第9条 条例第7条第2項の規定により承認を受けようとする者は、別記第6号様式の指定公的医療機関勤務中断承認申請書にその理由を証明する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 第7条第2項の規定は、条例第7条第2項の承認の決定の場合について準用する。
（公的医療機関勤務期間の計算）

第10条 条例第7条第1項に規定する公的医療機関勤務期間を計算する場合においては、指定公的医療機関の医師として勤務した日の属する月から指定公的医療機関の医師たる職員でなくなった日の属する月までの月数を算入するものとする。ただし、指定公的医療機関の医師たる職員でなくなった月において再び指定公的医療機関の医師として勤務したときは、その月を1月として算入するものとする。

（違約金の徴収の方法）

第11条 条例第9条第1項の規定による違約金の徴収は、修学資金等の返還を受ける際、同項の規定により計算した額を徴収する方法によるものとする。

（違約金等の減免）

第12条 条例第9条第3項の規定により違約金又は遅延利息の全部又は一部の免除を受けようとする者は、別記第7号様式の北海道医師養成確保修学資金等返還金等減免申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 第7条第2項の規定は、違約金又は遅延利息の減免の決定の場合について準用する。
（返還の猶予）

第13条 条例第10条の規定により返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、別記第8号様式の北海道医師養成確保修学資金等返還猶予申請書に同条各号に掲げる事由を証明する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第7条第2項の規定は、返還の債務の履行の猶予の決定の場合について準用する。
（返還の債務の減免）

第14条 条例第11条の規定により修学資金等の返還の債務の全部又は一部の免除を受けようとする者は、別記第7号様式の北海道医師養成確保修学資金等返還金等減免申請書に同条各号に掲げる事由を証明する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第7条第2項の規定は、返還の債務の減免の決定の場合について準用する。
（貸付けを受けた者の届出義務）

第15条 修学資金等の貸付けを受けた者は、貸付けを受けた修学資金等の返還の債務を免除されるまでの間又は返還を終了するまでの間に、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、その旨を当該各号に定める届出書により知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき 氏名等変更届出書（別記第9号様式）

(2) 修学資金の貸付けを受けた者が卒業し、修了し、又は退学したとき 卒業（修了、退

学）届出書（別記第10号様式）

(3) 修学資金の貸付けを受けた者が休学し、又は停学の処分を受けたとき 休学（停学）届出書（別記第11号様式）

(4) 修学資金の貸付けを受けた者が復学したとき 復学届出書（別記第12号様式）

(5) 臨床研修等を中止し、若しくは休止したとき、又は臨床研修等に復帰したとき 臨床研修等中止（休止、復帰）届出書（別記第13号様式）

(6) 大学修学資金の貸付けを受けた者が条例第2条第2号に規定する臨床研修を開始したとき 臨床研修届出書（別記第14号様式）

(7) 指定公的医療機関の医師たる職員となったとき 指定公的医療機関勤務届出書（別記第15号様式）

(8) 指定公的医療機関の医師たる職員でなくなったとき 退職届出書（別記第16号様式）

(9) 指定公的医療機関に勤務した期間が、条例第7条第1項第1号又は第2号の規定により返還の債務の免除を受け得る期間に達したとき 勤務期間満了届出書（別記第17号様式）

2 修学資金等の貸付けを受けた者は、指定公的医療機関に勤務した場合には、当該貸付けを受けた修学資金等の返還の債務を免除され、又は返還を終了するまでの間、毎年4月15日までに、同月1日現在の勤務状況等を別記第18号様式の勤務状況等届出書により知事に届け出なければならない。ただし、当該年の4月1日から同月15日までに前項第7号から第9号までのいずれかに該当し、同項の規定による届出をした年については、この限りでない。

（連帯保証人の届出義務）

第16条 連帯保証人は、住所、氏名又は職業の変更をしたときは、別記第19号様式の連帯保証人住所等変更届出書により、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

（死亡届の提出）

第17条 修学資金等の貸付けを受けた者が死亡したときは、その遺族又は連帯保証人は、別記第20号様式の借受者死亡届出書に当該貸付けを受けた者の死亡診断書又は当該貸付けを受けた者の戸籍謄本若しくは戸籍抄本若しくはこれらに代わる書面を添えて、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（北海道医学及び歯学修学資金貸付条例施行規則の廃止）

2 北海道医学及び歯学修学資金貸付条例施行規則（昭和45年北海道規則第38号）は、廃止する。

別記第1号様式(第3条関係)

北海道医師養成確保修学資金等貸付申請書

決定番号 第 号

年 月 日

北海道知事 様

申請者 氏名 (印)

次のとおり大学修学資金(大学院修学資金、研修資金)の貸付けを受けたいので、北海道医師養成確保修学資金等貸付条例第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付けを受けることとなった上は、同条例及び北海道医師養成確保修学資金等貸付条例施行規則の規定を遵守し、北海道知事が指定する道内の公的医療機関において、所定の期間、医師として従事することを誓います。

本	ふりがな氏名		大学名、大学院名又は研修先	
	生年月日及び年齢	年 月 日 (満 歳)	貸付希望期間	年 月 日から 年 月 日まで
人	医籍登録番号及び登録年月日	(号) 年 月 日登録	本籍	
	現住所及び電話番号	〒 () -		
	帰省先住所及び電話番号	〒 () -		
	ふりがな氏名			
連	生年月日	年 月 日		年 月 日
	申請者との関係			
帯	本籍			
	現住所及び電話番号	〒 () -	〒 () -	
保				
証				

人	職 業	
	参 考 事 項	

上記の申請者に係る北海道医師養成確保修学資金等貸付条例の規定により貸し付けられた修学資金等について一切の債務を連帯して保証します。

北海道知事 様

年 月 日

連帯保証人 氏名 (印)

連帯保証人 氏名 (印)

注1 欄は記入しないこと。

2 申請者が未成年者である場合は、連帯保証人のうち1人は申請者の法定代理人とすること。

別記第2号様式(第3条関係)

誓 約 書

年 月 日

北海道知事 様

申請者(本人)住 所 氏名 (印)

法定代理人 住 所 氏名 (印)

私は、北海道医師養成確保修学資金等貸付条例に基づき修学資金等の貸付けを受けることになったときは、同条例及び北海道医師養成確保修学資金等貸付条例施行規則の規定を遵守し、同条例に規定する必要勤務期間、北海道知事が指定する公的医療機関において医師として従事することを誓約します。

注 申請者が未成年者の場合は、法定代理人も署名し、押印すること。

別記第3号様式(第4条関係)

北海道医師養成確保修学資金等借用証書

収 入 印 紙

年 月 日

北海道知事 様

借 受 者 住 所 氏 名 (印)

連 帯 保 証 人 住 所 氏 名 (印)

連 帯 保 証 人 住 所 氏 名 (印)

次のとおり借用します。
 なお、返還については、北海道医師養成確保修学資金等貸付条例の定めるところに従い、誠実に相違なく返還します。

借受額 円

年 月 日から 月分

年 月 日まで

別記第4号様式(第6条関係)

連 帯 保 証 人 変 更 届 出 書

北海道知事 様

借受者 住 所 氏 名 (印)

次のとおり連帯保証人の変更があったので、届け出ます。

新 た な 連 帯 保 証 人	ふ り が な 氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	借受者との関係	
	本 籍	
	現 住 所 及 び 電 話 番 号	〒 () -
	職 業	
ふ り が な		

従 前 の 連 帯 保 証 人	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	借受者との関係	
	本 籍	
	現 住 所 及 び 電 話 番 号	〒 () -
職 業		
変 更 の 理 由		
上記借受者に係る北海道医師養成確保修学資金等貸付条例の規定により貸し付けられた修学資金等について一切の債務を連帯して保証します。 年 月 日 北海道知事 様 新連帯保証人 氏 名 (印)		

別記第5号様式(第7条関係)

北海道医師養成確保修学資金等貸付期間延長申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所 氏 名 (印)

次のとおり北海道医師養成確保修学資金等貸付条例第6条第4項の規定による修学資金等の貸付期間の延長を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

理 由

注 申請の理由を証明する書類を添付すること。

別記第6号様式(第9条関係)

指定公的医療機関勤務中断承認申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟

次のとおり北海道医師養成確保修学資金等貸付条例第7条第2項の規定による指定
公的医療機関の勤務の中断の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 勤務している指定公的医療機関
- 2 中断期間 年 月 日から 年 月 日まで 月
- 3 中断しなければならない理由

注 中断しなければならない理由を証明する書類を添付すること。

別記第7号様式（第12条、第14条関係）

北海道医師養成確保修学資金等返還金等減免申請書
年 月 日

北海道知事 様
申請者 住 所
氏 名 ㊟

次のとおり北海道医師養成確保修学資金等貸付条例第11条（第9条第3項）の規定
による返還金（違約金、遅延利息）の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請し
ます。

- 1 借受者
- 2 貸付金額 円
- 3 返還金（違約金、遅延利息）額 円
- 4 減免申請額 円
- 5 申請の理由

注1 本人の申請が不可能な場合の申請者は、連帯保証人とする。

注2 減免を受けようとする事由を証明する書類を添付すること。

別記第8号様式（第13条関係）

北海道医師養成確保修学資金等返還猶予申請書
年 月 日

北海道知事 様
申請者 住 所
氏 名 ㊟

次のとおり北海道医師養成確保修学資金等貸付条例第10条の規定により修学資金等
の返還の債務の履行の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 未返還額 円
- 2 猶予期間 年 月 日から 年 月 日まで 月
- 3 申請の理由

注 申請の理由を証明する書類を添付すること。

別記第9号様式（第15条関係）

氏名等変更届出書
年 月 日

北海道知事 様
借受者 住 所
氏 名

次のとおり住所（氏名）を変更したので届け出ます。

新住所（氏名）
旧住所（氏名）

注 氏名の変更の場合は、戸籍抄本又はこれに代わる書面を添付すること。

別記第10号様式（第15条関係）

卒業（修了、退学）届出書
年 月 日

北海道知事 様

借受者 住 所
氏 名

年 月 日卒業(修了、退学)したので届け出ます。

注 卒業の場合は卒業証書の写しを、修了の場合は修了証書の写しを添付すること。

別記第11号様式(第15条関係)

休学(停学)届出書

年 月 日

北海道知事 様

借受者 住 所
氏 名

次のとおり休学した(停学の処分を受けた)ので届け出ます。

- 1 休学(停学)期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 休学(停学)理由

注 休学が疾病によるものであるときは、医師の診断書を添付すること。

別記第12号様式(第15条関係)

復学届出書

年 月 日

北海道知事 様

借受者 住 所
氏 名

年 月 日復学したので届け出ます。

別記第13号様式(第15条関係)

臨床研修等中止(休止、復帰)届出書

年 月 日

北海道知事 様

借受者 住 所
氏 名

年 月 日臨床研修等を中止(休止、臨床研修等に復帰)したので届け出ます。

- 1 休止期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 休止理由

注1 上記1及び2は、休止の場合に記入すること。

2 休止が疾病によるものであるときは、医師の診断書を添付すること。

別記第14号様式(第15条関係)

臨床研修届出書

年 月 日

北海道知事 様

借受者 住 所
氏 名

次のとおり臨床研修を開始したので届け出ます。

- 1 臨床研修病院の名称及び所在地
- 2 臨床研修開始年月日 年 月 日

上記の者は、当病院において 年 月 日から臨床研修を開始したことを証明します。

年 月 日

所在地
名 称
病院長(氏名)



注 医師免許証の写しを添付すること。

別記第15号様式（第15条関係）

指定公的医療機関勤務届出書
年 月 日

北海道知事 様

借受者 住 所
氏 名

次のとおり指定公的医療機関に勤務したので届け出ます。

1 指定公的医療機関の名称及び所在地

2 勤務年月日 年 月 日

注 指定公的医療機関の長の勤務証明書を添付すること。

別記第16号様式（第15条関係）

退職届出書
年 月 日

北海道知事 様

借受者 住 所
氏 名

次のとおり指定公的医療機関を退職したので届け出ます。

1 退職した指定公的医療機関の名称及び所在地

2 退職年月日 年 月 日

3 退職理由

注 退職が業務に起因する心身の故障によるものであるときは、当該指定公的医療機関の長のその事由を証明する書類及び医師の診断書を添付すること。

別記第17号様式（第15条関係）

勤 務 期 間 満 了 届 出 書

年 月 日

北海道知事 様

借受者 住 所
氏 名

次のとおり、北海道医師養成確保修学資金等貸付条例第7条の規定により返還の債務の免除を受けることができる期間、指定公的医療機関に勤務したので届け出ます。

- 1 勤務した指定公的医療機関の名称及び所在地
- 2 勤務期間満了年月日 年 月 日

注 勤務した指定公的医療機関（2以上に及ぶ場合にあっては、最後に勤務した指定公的医療機関）の長の勤務証明書を添付すること。

別記第18号様式（第15条関係）

勤 務 状 況 等 届 出 書
年 月 日

北海道知事 様

借受者 住 所
氏 名

年4月1日現在の勤務状況等について、次のとおり届け出ます。

勤務している指定公的医療機関の名称及び所在地

注 勤務している指定公的医療機関の長の勤務証明書を添付すること。

別記第19号様式（第16条関係）

連帯保証人住所等変更届出書
年 月 日

北海道知事 様

連帯保証人 住 所
氏 名

次のとおり住所(氏名、職業)を変更したので、届け出ます。

新住所(氏名、職業)
旧住所(氏名、職業)

別記第20号様式(第17条関係)

借 受 者 死 亡 届 出 書

年 月 日

北海道知事 様

届出義務者 住 所
氏 名

次のとおり修学資金等の借受者が死亡したので届け出ます。

- 1 死亡した借受者の氏名
- 2 死亡年月日 年 月 日
- 3 死亡原因

注 指定公的医療機関の勤務期間中に死亡した場合において、当該死亡が業務に起因するものであるときは、当該指定公的医療機関の長のその事実を証明する書類を添付すること。

退職手当の基礎在職期間等に関する規則及び北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第45号

退職手当の基礎在職期間等に関する規則及び北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(退職手当の基礎在職期間等に関する規則の一部改正)

第1条 退職手当の基礎在職期間等に関する規則(平成18年北海道規則第79号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第2項第2号」の次に「並びに北海道職員等の自己啓発等休業に関する条例(平成20年北海道条例第2号。以下「自己啓発等休業条例」という。)第11条第2項の規定により読み替えて適用される第7条第4項」を加える。

第3条第1号中「昭和25年法律第261号」を「昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業(第7条第1項各号に掲げる要件のいずれにも該当するものを除く。)により現実に職務をとることを要しない期間又は法」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第8条を第9条とする。

第7条中「地方公務員法」を「法」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(自己啓発等休業をした者の特例)

第7条 自己啓発等休業条例第11条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条第4項の知事が定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 自己啓発等休業(法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)の期間中の自己啓発等休業条例第2条に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後において公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして当該自己啓発等休業の期間の初日の前日(自己啓発等休業条例第7条の規定により自己啓発等休業の期間が延長された場合にあつては、延長された自己啓発等休業の期間の初日の前日)までに、任命権者の承認を受けたこと。

(2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として法第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けていないこと。

(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間(条例第7条第5項(第4号及び第5号を除く。))及び第6項、第7条の4第1項、第3項(第5号及び第6号を除く。))及び第7項並びに第7条の5第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。)が5年に達するまでの期間中に退職したものではないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 通勤(条例第4条第2項に規定する通勤(他の法令の規定により通勤とみなされるものを含む。))をいう。以下同じ。)による負傷若しくは病気(以下「傷病」という。)若しくは死亡により退職した場合又は条例第5条第1項に規定する公務上の傷病若しくは死亡(他の法令の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病又は死亡を含む。)により退職した場合

イ 北海道職員等の定年等に関する条例(昭和59年北海道条例第51号)第2条の規定により退職した場合(同条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長

された期限の到来により退職した場合を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合

ウ 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合
 工 条例第7条の4第5項若しくは第6項、第7条の5第4項、第8条第3項又は第13条の規定に該当して退職した場合

- 2 前項第3号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
- (1) 法第28条第2項の規定による休職の期間(通勤による傷病若しくは条例第5条第1項に規定する公務上の傷病(他の法令の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病を含む。)により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当し、又は北海道職員等の分限に関する条例(昭和27年北海道条例第60号)第1条の2に規定する事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。)
 - (2) 法第29条の規定による停職の期間
 - (3) 法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかった期間
 - (4) 育児休業をした期間
 - (5) 自己啓発等休業をした期間
 - (6) 前各号の期間に準ずる期間

(北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則(平成18年北海道規則第160号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第3条第3項第1号」を「第3条第3項第2号」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第46号

北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則の一部を改正する規則
 北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則(昭和32年北海道規則第47号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第7条関係)

- 1 加工及び工作機械

名 称	使 用 料	
	1台1時間以内の使用に係る使用料	1時間を超える使用のときのその超える1時間ごとの使用料
1 粉砕機	8,390円	30円
2 加熱炉	5,590円	240円
3 プラスチック射出成形機	25,900円	1,260円
4 平面研削盤	4,520円	580円
5 高周波溶解炉	4,580円	1,620円
6 マシニングセンター	7,470円	1,420円
7 N Cルータマシン	17,210円	710円
8 焼成窯		
(1) 窯業用小型	3,870円	320円
(2) 窯業用中型	4,270円	330円
9 加圧式混練機	10,260円	220円
10 サンドブラスト	2,940円	100円
11 かくはん器	5,970円	10円
12 SMCプレス成形機	14,470円	890円
13 スプレードライヤー	30,160円	730円
14 カレントジェット	8,540円	670円
15 押出造粒機	16,750円	280円
16 F R P引抜成形試験機	12,050円	310円
17 超高温電気炉	2,910円	160円
18 2液混合吐出機	3,260円	220円
19 複合材料切断機	2,290円	90円
20 F R P粉砕機	3,180円	220円
21 光造形システム	15,970円	1,400円
22 アトマイザー粉砕機	12,530円	70円
23 ワイヤークット放電加工機	1,860円	1,300円
24 真空注型装置	6,300円	310円
25 加熱プレス	1,720円	70円
26 その他の加工及び工作機械	840円以上31,780円以下	5,100円以下

2 試験及び測定機器

名 称	使 用 料	
	1台1時間以内の 使用に係る使用料	1時間を超える使用 のときのその超 える1時間ごとの 使用料
1 熱老化試験機	2,050円	80円
2 万能材料試験機(金属材料)	1,030円	520円
3 万能材料試験機(プラスチック・ゴム)	6,130円	1,090円
4 衝撃試験機	7,220円	70円
5 硬さ計	5,310円	40円
6 粗さ計	1,330円	360円
7 超音波厚み計	8,240円	120円
8 3次元測定機	2,740円	1,280円
9 万能投影器	6,220円	310円
10 テーパー摩耗試験機	3,340円	190円
11 オルゼン摩耗試験機	11,220円	70円
12 原子吸光度計	11,070円	340円
13 万能測長機	6,810円	180円
14 塩水噴霧試験機	9,770円	1,100円
15 色差計	5,500円	90円
16 B型回転粘度計	5,120円	—
17 示差熱走査熱量計	5,560円	440円
	(冷却装置を使用 する場合にあって は、5,800円)	(冷却装置を使用 する場合にあって は、690円)
18 示差熱重量同時測定装置	5,530円	410円
19 熱変位測定装置	5,460円	340円
	(冷却装置を使用 する場合にあって は、5,820円)	(冷却装置を使用 する場合にあって は、710円)
20 土砂摩耗試験機	12,450円	120円
21 大越摩耗試験機	7,640円	1,440円
22 粒度分布測定機	3,440円	430円
23 接触角測定装置	5,690円	300円

24 着氷力測定装置	7,640円	610円
25 高速ビデオシステム	6,530円	450円
26 ビデオマイクロイメージ解析システム	7,230円	220円
27 画像処理用照明評価装置	1,870円	240円
28 構造解析システム	8,110円	1,020円
29 低温実験室	11,290円	270円
30 熱画像装置	5,180円	670円
31 雑音総合評価試験機	3,390円	370円
32 機構シミュレーションシステム	13,710円	610円
33 電子機器用衝撃試験装置	12,490円	690円
34 ネットワークスペクトラムアナライザー	3,300円	270円
35 ファースト・トランジェント/バースト 試験器	2,630円	100円
36 雷サージ許容度試験器	2,870円	360円
37 電源周波数磁界試験設備	2,670円	130円
38 減衰振動波許容度試験器	2,590円	60円
39 繰り返し曲げ疲労試験機	2,330円	150円
40 微小段差計	1,980円	360円
41 高温用HDTテスター	2,500円	330円
42 キュラストメーター	2,520円	340円
43 混練特性試験機	2,770円	610円
44 押出成形ユニット	2,870円	700円
45 小型電波暗室	9,910円	750円
46 放射イミニュティ測定システム	6,080円	240円
47 電波特性測定装置	6,570円	510円
48 高速メディア試作装置	3,230円	190円
49 動ひずみ計測・解析器	5,690円	130円
50 デジタルデータレコーダー	5,700円	130円
51 テレメーター	8,220円	180円
52 負荷装置	4,570円	60円
53 PCベース計測器	7,920円	120円
54 燃焼分析システム	21,470円	2,070円
55 発熱量測定装置	8,350円	270円
56 接合強度試験機	7,150円	300円
57 表面ぬれ性試験機	4,170円	150円

58	自動蒸気吸着量測定装置			78	振動式粘度計	5,440円	70円																																
(1)	使用日数が1日及び使用日数が2日以上連続する場合の初日	31,780円	1,580円	79	吸音率測定装置	3,260円	220円																																
(2)	使用日数が2日以上連続する場合の2日目から	12,480円	1,580円	80	人間中心設計支援装置	2,360円	160円																																
59	サイズ排除クロマトグラフ	6,920円	840円	81	全有機体炭素計	15,680円	750円																																
60	真空定温恒温器	1,700円	60円	82	電源品質アナライザ	3,720円	70円																																
61	ガスクロマトグラフ質量分析装置	6,860円	770円	83	レーザー顕微鏡	7,120円	1,050円																																
62	普通騒音計	2,780円	30円	84	スモークマシン	2,960円	210円																																
63	磁束密度測定器	2,000円	30円	85	2軸押出機	3,880円	880円																																
64	磁束測定器	2,800円	10円	86	電子線プローブ分析装置	8,730円	1,250円																																
65	把持力分布測定装置	3,170円	120円	87	強度耐久性試験機	6,860円	1,740円																																
66	バイオメカニクス測定装置	3,400円	390円	88	真空凍結乾燥機	7,790円	2,670円																																
67	筋骨格モデル作成装置	5,210円	10円	89	直流電源	2,880円	130円																																
68	非接触型3次元測定システム	5,860円	790円	90	固体高分子型燃料電池評価システム(電子負荷装置及び周波数測定装置)	8,250円	770円																																
69	振動試験装置	8,670円	1,060円	91	露点温度変換器(露点計)	2,820円	70円																																
70	振動計測システム	5,200円	90円	92	恒温恒湿器	3,000円	250円																																
71	比熱測定装置	5,000円	460円	93	その他の試験及び測定機器	840円以上31,780円以下	5,100円以下																																
72	音声・音響分析システム	1,440円	360円	3 検査機器																																			
73	光スペクトラムアナライザーシステム	6,230円	270円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th colspan="2">使 用 料</th> </tr> <tr> <th>1台1時間以内の使用に係る使用料</th> <th>1時間を超える使用のときのその超える1時間ごとの使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 超音波探傷器</td> <td>6,600円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>2 磁気探傷器</td> <td>7,180円</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>3 X線透過装置</td> <td>10,050円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>4 金属顕微鏡</td> <td>7,410円</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>5 恒温装置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 使用日数が1日及び使用日数が2日以上連続する場合の初日</td> <td>8,580円</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>(2) 使用日数が2日以上連続する場合の2日目から</td> <td>3,210円</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>6 走査型電子顕微鏡</td> <td>13,810円</td> <td>460円</td> </tr> <tr> <td>7 万能測定顕微鏡</td> <td>6,790円</td> <td>250円</td> </tr> </tbody> </table>				名 称	使 用 料		1台1時間以内の使用に係る使用料	1時間を超える使用のときのその超える1時間ごとの使用料	1 超音波探傷器	6,600円	100円	2 磁気探傷器	7,180円	90円	3 X線透過装置	10,050円	300円	4 金属顕微鏡	7,410円	90円	5 恒温装置			(1) 使用日数が1日及び使用日数が2日以上連続する場合の初日	8,580円	140円	(2) 使用日数が2日以上連続する場合の2日目から	3,210円	140円	6 走査型電子顕微鏡	13,810円	460円	7 万能測定顕微鏡	6,790円	250円
名 称	使 用 料																																						
	1台1時間以内の使用に係る使用料	1時間を超える使用のときのその超える1時間ごとの使用料																																					
1 超音波探傷器	6,600円	100円																																					
2 磁気探傷器	7,180円	90円																																					
3 X線透過装置	10,050円	300円																																					
4 金属顕微鏡	7,410円	90円																																					
5 恒温装置																																							
(1) 使用日数が1日及び使用日数が2日以上連続する場合の初日	8,580円	140円																																					
(2) 使用日数が2日以上連続する場合の2日目から	3,210円	140円																																					
6 走査型電子顕微鏡	13,810円	460円																																					
7 万能測定顕微鏡	6,790円	250円																																					
74	データロガー																																						
(1)	使用日数が1日及び使用日数が2日以上連続する場合の初日	12,760円	130円																																				
(2)	使用日数が2日以上連続する場合の2日目から	1,230円	130円																																				
75	監視カメラシステム																																						
(1)	使用日数が1日及び使用日数が2日以上連続する場合の初日	12,450円	150円																																				
(2)	使用日数が2日以上連続する場合の2日目から	1,240円	150円																																				
76	電子冷却式サーモグラフィ																																						
(1)	使用日数が1日及び使用日数が2日以上連続する場合の初日	7,940円	100円																																				
(2)	使用日数が2日以上連続する場合の2日目から	3,170円	100円																																				
77	超臨界反応実験装置	30,610円	510円																																				

8	X線回折装置	6,760円	700円
9	蛍光X線分析装置	5,850円	730円
10	X線透視画像解析装置	2,240円	630円
11	フーリエ赤外分光光度計	12,180円	660円
12	吸光光度計	10,890円	270円
13	超音波探査映像装置	6,090円	270円
14	X線光電子分光分析装置	5,080円	2,330円
15	オージェ電子分光分析装置	4,640円	1,880円
16	電子機器用低温恒温恒湿器		
	(1) 使用日数が1日及び使用日数が2日以上連続する場合の初日	4,870円	310円
	(2) 使用日数が2日以上連続する場合の2日目から	840円	310円
17	元素分析装置		
	(1) 炭素、水素、窒素又は硫黄	22,400円	990円
	(2) 酸素		
	ア 使用日数が1日及び使用日数が2日以上連続する場合の初日	24,720円	720円
	イ 使用日数が2日以上連続して使用する場合の2日目から	1,830円	720円
18	ICP発光分光分析装置	8,270円	1,970円
19	ICP質量分析装置	14,940円	5,100円
20	その他の検査機器	840円以上31,780円以下	5,100円以下

4 その他の機械器具

名	称	使 用 料	
		1台1時間以内の使用に係る使用料	1時間を超える使用のときのその超える1時間ごとの使用料
1	ノイズジェネレーター	2,940円	40円
2	遠心分離機	29,410円	240円
3	放電プラズマ焼結機	2,070円	1,520円
4	多目的焼結炉	4,000円	1,000円
5	その他の機械器具	840円以上31,780円以下	5,100円以下

以下

備考 使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。

別表第2(第7条関係)

1 試験

名	称	手 数	料
1	理化学試験		
(1)	強度試験		
ア	合成樹脂		
(ア)	曲げ試験		
a	曲げ試験	1件ごとに	12,360円
b	低温曲げ試験	同	15,120円
c	高温曲げ試験	同	14,760円
(イ)	衝撃試験	同	10,340円
(ウ)	引張試験		
a	引張試験	同	12,360円
b	低温引張試験	同	15,120円
c	高温引張試験	同	14,760円
(エ)	圧縮試験		
a	圧縮試験	同	12,360円
b	低温圧縮試験	同	15,120円
c	高温圧縮試験	同	14,760円
(オ)	摩耗試験	同	9,210円
(カ)	試験片製作料		
a	試験片製作料(打抜き)	5片まで1件ごとに	2,380円
b	試験片製作料(切削器使用)	同	5,900円
(キ)	硬さ試験	1件ごとに	4,050円
(ク)	偏平試験	同	12,360円
(ケ)	引裂試験	同	12,360円
(コ)	密着試験	同	5,570円
(サ)	塗膜密着試験	同	8,620円
(シ)	その他の強度試験	1件ごとに2,160円以上48,560円以下	
イ	金属材料		
(ア)	引張試験	1件ごとに	3,770円

(イ) 曲げ試験	同	3,770円	(イ) その他の強度試験	1件ごとに2,160円以上48,560円以下
(ウ) せん断試験	同	3,510円	(2) 物性試験	
(エ) 圧縮試験	同	7,220円	ア 合成樹脂	
(オ) 衝撃試験	同	2,160円	(ア) 耐熱試験	1件1日ごとに 3,340円
(カ) 抗折試験	同	3,510円	(イ) 熱変形試験	同 5,850円
(キ) 硬さ試験			(ウ) 耐薬品性試験	1件1日1薬品ごとに 6,490円
a 微小硬さ試験	同	9,570円	(エ) 促進耐候試験	1件1日ごとに 5,070円
b その他の硬さ試験	同	2,730円	(オ) 比重測定	1件ごとに 7,230円
(ク) 破壊試験	同	10,090円	(カ) 老化試験	1件につき試験日数が4日以内のもの にあつては12,360円、試験日数が5日 以上のものにあつては12,360円に4日 を超える試験日数に3,120円を乗じて 得た額を加算した額
(ケ) すべり試験	同	7,000円	(キ) 粘度測定	1件ごとに 6,010円
(コ) 偏平試験	同	6,980円	(ク) 温度測定	同 7,980円
(サ) 耐荷重試験	同	7,150円	(ケ) 光沢度測定	同 5,050円
(シ) 硬さ分布試験	同	9,050円	(コ) 付着性試験	同 4,040円
(ス) 最高硬さ試験	同	9,050円	(サ) 塗膜厚さ測定	同 4,550円
(セ) その他の強度試験	1件ごとに2,160円以上48,560円以下		(シ) ぜい化試験	同 10,390円
ウ 木工材料			(ス) 燃焼性試験	同 4,540円
(ア) 曲げ試験	5片まで1件ごとに	10,380円	(セ) 電子顕微鏡観察試験	1視野1件ごとに 12,360円 1視野増すごとに 2,800円
(イ) 圧縮又は引張試験	同	10,740円	(ソ) 寸法測定	1件ごとに 3,490円
(ウ) 接着力試験	同	9,590円	(タ) 測色試験	同 5,340円
(エ) 引抜試験	同	8,310円	(チ) ピンホール試験	同 5,440円
(オ) せん断試験	1件ごとに	11,550円	(ツ) 透湿性試験	同 12,060円
(カ) 鉛筆引っかき試験	同	3,250円	(テ) 吸水率測定	同 3,160円
(キ) 家具強度試験			(ト) すべり抵抗試験	同 8,760円
a 家具強度試験	1件1項目ごとに	9,080円	(ナ) 着氷力試験	同 12,840円
b 家具強度試験(耐久性試験)	同	33,240円	(ニ) 透水試験	同 12,650円
(ク) その他の強度試験	1件ごとに2,160円以上48,560円以下		(ヌ) 塗膜透水試験	同 5,520円
エ 窯業の材料又は製品			(ネ) 摩擦係数測定	同 12,360円
(ア) 耐圧試験	1件ごとに	4,440円	(ノ) 試料調整	同 2,240円
(イ) 曲げ試験	同	5,070円	(ハ) 接触角測定	同 8,330円
(ウ) 摩耗試験	同	4,730円	(ヒ) 反発係数測定	同 3,160円
(エ) 衝撃試験	同	5,230円	(フ) その他の物性試験	1件ごとに2,160円以上48,560円以下
(オ) 圧縮試験	同	6,470円		
(カ) その他の強度試験	1件ごとに2,160円以上48,560円以下			
オ その他の材料又は製品の強度試験				
(ア) 衝撃試験	1件ごとに	5,600円		

イ 金属材料					
(ア) 顕微鏡組織試験	1 視野 1 件ごとに	9,110円	(ク) 低温熱変位測定	同	14,670円
	1 視野増すごとに	1,760円	(ケ) 熱伝導率試験	同	11,040円
(イ) マクロ組織試験	1 件ごとに	8,870円	(コ) 白色度測定	同	5,810円
(ウ) 寸法精度測定			(サ) 塩基置換容量	同	20,760円
a 精度0.1ミリメートル以上	同	4,130円	(シ) 吸着試験	同	14,040円
b 精度0.01ミリメートル以上	同	5,720円	(ス) 細孔分布測定	同	13,010円
c 精度0.01ミリメートル未満	同	7,820円	(セ) 比表面積	同	10,920円
(エ) 塩水噴霧試験	1 件につき試験日数が1日のものにあつては13,590円、試験日数が2日以上のものにあつては13,590円に1日を超える試験日数に4,730円を乗じて得た額を加算した額		(ソ) 粒度分布測定	同	10,440円
			(タ) 比熱	同	10,790円
(オ) めっき厚さ測定	1 件ごとに	10,400円	(チ) 吸音率測定	同	3,380円
(カ) 水圧試験	同	13,330円	(ツ) その他の物性試験	1 件ごとに2,160円以上48,560円以下	
(キ) 3次元寸法精度測定	同	9,490円	オ その他の材料又は製品		
(ク) 粗さ測定	同	6,760円	(ア) 比重測定	1 件ごとに	7,300円
(ケ) 腐食減量試験	1 件につき試験日数が1日のものにあつては8,990円、試験日数が2日以上のものにあつては、8,990円に1日を超える試験日数に3,860円を乗じて得た額を加算した額		(イ) PH測定	同	4,420円
			(ウ) 濁度及び色相	同	2,730円
(コ) その他の物性試験	1 件ごとに2,160円以上48,560円以下		(エ) 電気伝導率	同	5,730円
ウ 木工材料			(オ) 熱伝導率測定	同	13,560円
(ア) 含水率測定	1 件ごとに	8,610円	(カ) 埋設融雪機の騒音試験	同	7,980円
(イ) 浸漬試験	同	12,250円	(キ) 凍結防止剤の腐食試験	同	20,390円
(ウ) はく離試験	5 片まで 1 件ごとに	8,650円	(ク) 不凍液の金属腐食性試験	同	29,490円
(エ) その他の物性試験	1 件ごとに2,160円以上48,560円以下		(ケ) その他の物性試験	1 件ごとに2,160円以上48,560円以下	
エ 土石、窯業の原料又は製品			2 応用試験		
(ア) 粒度試験	粒度5種類まで 1 件ごとに	12,670円	(1) 小型燃焼機器の燃焼効率測定試験		
(イ) 耐火度試験	1 件ごとに	15,960円	ア 小型融雪機の融雪効率試験	1 件ごとに	84,780円
(ウ) 吸水率試験	同	5,530円	イ 小型燃焼器の燃焼性能試験		
(エ) 示差走査熱量測定	同	11,460円	(ア) 固体燃料用ストーブ	同	118,290円
(オ) 低温示差走査熱量測定	同	12,270円	(イ) 液体燃料用ストーブ	同	58,620円
(カ) 示差熱・熱重量測定	同	13,740円	(2) 凍結融解試験	同	96,720円
(キ) 熱変位測定	同	13,640円	(3) 風量測定試験	同	29,860円
			(4) 燃焼性能試験	同	31,970円
			(5) ヒートポンプの性能試験	同	76,730円
			(6) 温水パネルの放熱量試験	同	59,330円
			(7) 温水コイルの気密性及び耐圧性試験	同	10,250円
			(8) 温水開閉弁の温水閉止性能試験	同	19,590円
			(9) 電熱ヒーターの低温下における昇温試	1 設定室温 1 件ごとに	42,940円

験	1 設定室温増すごとに	18,670円
(10) 放熱器の表面温度分布試験	1 件ごとに	27,740円
(11) 超音波探傷試験	同	5,850円
(12) 耐高周波妨害試験	同	3,680円
(13) 放熱器の水頭圧損失試験	同	5,660円
(14) 電熱ヒーターの電力測定	同	10,620円
(15) その他の応用試験	1 件ごとに	3,680円以上

2 研究又は調査

実費を基準として場長の定める額

3 分析

名	称	手	数	料
1	普通分析	1 件	1 成分ごとに	10,530円
2	特殊分析			
(1)	赤外分光分析	1 件	ごとに	12,310円
(2)	微小部 X 線回折	同		48,560円
(3)	電子線微小部分析	同		27,960円
(4)	蛍光 X 線分析	同		11,920円
(5)	X 線回折	同		12,350円
(6)	BOD	同		14,220円
(7)	シアン	同		11,710円
(8)	ひ素又はセレン	同		14,370円
(9)	水銀	同		11,750円
(10)	ヘキサソ抽出物質	同		9,040円
(11)	純石けん分	同		14,780円
(12)	ICP質量分析(定性分析)	同		30,080円
(13)	溶出試験操作	同		10,760円
(14)	ゲル分率	同		10,430円
(15)	炭素、水素、窒素又は硫黄	同		17,760円
(16)	酸素	同		35,880円
(17)	ガスクロマトグラフ質量分析	同		24,840円
(18)	全有機体炭素(TOC)	同		10,350円
(19)	その他の特殊分析	1 件	ごとに3,190円以上48,560円以下	
3	分析試料調整料	1 件	ごとに	3,190円

4 設計又は図案調整

名	称	手	数	料
1	設計又は図案調整	1 件	ごとに14,970円以上	
2	文献複写	4 ページ	までごとに	2,940円

附 則

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に使用の申込みがされている施行日以後の北海道立工業試験場の設備の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 施行日前に申込みがされている試験、分析、設計及び図案調整に係る手数料の額については、なお従前の例による。

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第47号

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則

北海道立工業技術センター管理規則(昭和61年北海道規則第89号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

- 試験、研究又は分析のための機器を使用する場合

名	称	1 台 1 時間以内の 使用に係る使用料	1 時間を超える使用 のときのその超 える 1 時間ごとの 使用料
パルス・ファンクションジェネレーター		2,500円	70円
デジタルマルチメーター		2,400円	10円
人工知能構築ツール		20,400円	420円
ICマイクロマシン試作システム		29,900円	1,750円
プラズマ焼結機		11,000円	1,950円
低温恒温恒湿器		5,850円	590円
冷熱衝撃試験機		5,850円	590円
小型万能デジタル測定器		2,650円	130円
動ひずみ測定器		2,600円	100円

データレコーダー	3,000円	300円	表面粗さ・輪郭形状測定機	6,050円	370円
電磁オシログラフ	2,450円	30円	万能投影機	5,050円	160円
ペンオシログラフ	2,700円	160円	測定顕微鏡	5,800円	270円
雑音許容度試験機	4,950円	90円	顕微鏡測定データ処理装置	5,000円	60円
静電気許容度試験機	4,950円	90円	光マイクロ測定機	5,150円	200円
信頼性評価システム	22,300円	810円	膜厚計	5,350円	290円
直流校正装置	4,900円	80円	オートコリメーター	4,850円	50円
スペクトラム・アナライザー	8,650円	130円	歯車検査機	5,000円	120円
色彩色差計	4,800円	40円	3次元測定機	7,500円	1,300円
エレクトロニックカウンター	4,900円	70円	3次元測定支援装置	5,800円	250円
画像処理カラー化対応装置	7,000円	1,050円	大型3次元測定機	3,350円	320円
ピクチャーコンバーター	9,700円	60円	石定盤	2,450円	40円
精密測定用電源	4,800円	20円	流速測定装置	15,400円	320円
オシロスコープ	4,800円	20円	万能金属材料試験機	3,950円	920円
インサーキットエミュレータ	5,100円	180円	バーコル硬さ計	2,400円	20円
非接触変位計	4,850円	50円	ロックウェル硬度計	2,550円	40円
カラーカメラ	5,000円	130円	ブリネル硬さ試験機	2,500円	30円
高感度カメラ	5,100円	80円	タッピング式はく離検出装置	9,750円	100円
回転比計	4,800円	40円	シャルビー衝撃試験機	4,950円	100円
多点温度測定装置	2,600円	70円	西原式金属摩耗試験機	7,300円	90円
赤外線熱画像装置	1,850円	220円	大越式迅速摩耗試験機	7,900円	420円
燃焼排ガス分析システム	3,350円	430円	表面性試験機	7,600円	270円
軟X線映像装置	21,900円	740円	テーバー摩耗試験機	7,200円	80円
超音波探査映像装置	12,600円	1,400円	表面形状測定器	8,350円	480円
アイマークレコーダー	5,650円	230円	油圧サーボ疲労試験機	10,500円	1,400円
構造解析装置	2,450円	790円	サンシャインウェザーメーター	5,850円	810円
機構解析装置	24,200円	740円	加速度測定装置	5,650円	240円
流体解析装置	3,550円	530円	加速度データ処理装置	5,700円	250円
ハイスピードビデオ	3,600円	590円	振動試験機	7,250円	1,300円
運動解析支援装置	3,150円	210円	腐食試験装置	5,100円	330円
3次元CAD装置	26,200円	710円	試料埋込プレス	2,450円	40円
3次元CGシステム	3,550円	570円	放射温度計	2,400円	20円
プリント基板作製装置	10,300円	240円	微小硬度計	2,750円	170円
試験片作製機	2,200円	600円	試験用加硫プレス	1,700円	390円
真円度測定機	6,000円	600円	粉体用真空ポンプ	5,850円	750円

レーザー回折式粒度分布測定装置	4,950円	110円	凍結乾燥器	5,050円	180円
遠心沈降式粒度分布測定装置	9,500円	20円	プレート式凍結真空乾燥機	5,300円	170円
全自動分極測定装置	5,350円	330円	熱風乾燥機	2,650円	80円
粉体物性測定装置	3,550円	550円	遠赤外線乾燥試験装置	5,500円	470円
導電率測定装置	2,700円	160円	赤外線水分計	3,650円	20円
電磁気特性測定装置	3,450円	440円	スプレードライヤー	5,300円	290円
密度測定装置	9,900円	110円	低温灰化装置	5,150円	210円
核磁気共鳴装置	12,800円	800円	小型滅菌器	4,800円	60円
卓上多本架遠心機	4,800円	30円	高圧滅菌器	5,900円	590円
ホモジナイザー	4,850円	50円	マッフル炉	4,850円	80円
細菌検査用ホモジナイザー	2,400円	20円	振とう培養器	5,100円	200円
エバポレーター	4,800円	50円	細胞操作装置（遺伝子増幅装置）	4,800円	30円
マグネチックスターラー	4,750円	—	細胞操作装置（遺伝子導入装置）	4,850円	30円
恒温水槽	4,800円	50円	細胞操作装置（マイクロプレートリーダー）	2,500円	40円
脂肪抽出器	4,750円	30円	細胞操作装置（細胞融合装置）	5,350円	150円
恒温振とう機	4,800円	30円	細胞操作装置（炭酸ガスインキュベーター）	2,550円	50円
水分活性測定装置	4,950円	100円	細胞操作装置（グロースキャビネット）	2,600円	70円
水分活性測定装置（露点測定方式）	3,750円	50円	細胞操作装置（落射蛍光装置）	2,600円	80円
コロニーカウンター	4,750円	10円	DNAシーケンサー	54,100円	770円
乾熱滅菌器	9,500円	40円	ジャーファメンター（大型）	5,450円	370円
超音波洗浄機	4,750円	10円	ジャーファメンター（小型）	5,100円	160円
超音波ピペット洗浄機	4,800円	20円	レトルト試験装置	5,250円	330円
粉砕機（振動型）	4,850円	50円	高温高圧調理殺菌試験機	8,200円	400円
粉砕機（回転型）	4,800円	40円	高温高圧調理殺菌装置（シャワー式）	6,250円	650円
超遠心粉砕機	2,450円	20円	高速遠心分離機	5,250円	290円
遊星型ボールミルシステム	2,700円	90円	底部排出型遠心分離機	4,400円	330円
真空ポンプ	2,400円	10円	pHメーター	2,400円	10円
生物顕微鏡	5,400円	320円	DOメーター	2,400円	10円
マイクロトーム	5,650円	430円	電子天びん	2,450円	80円
超低温冷凍庫	5,000円	110円	アミノ酸自動分析計	6,250円	750円
冷蔵庫	4,850円	70円	カルボン酸分析計	6,100円	660円
恒温器	4,800円	50円	有機炭素分析計	5,800円	550円
電気乾燥器（有効内容積90リットル）	4,750円	30円	糖分析計	5,100円	170円
電気乾燥器（有効内容積150リットル）	4,800円	30円	ケルダールたんぱく質分析装置	7,900円	290円
真空乾燥器	4,800円	50円	クリーブメーター	4,850円	30円

バッチ式平膜テスト装置	2,450円	10円	分光測色計	3,950円	100円
薄層流式平膜テスト装置	3,550円	20円	レオメーター	5,100円	180円
乳化かくはん器	2,400円	20円	動的粘弾性測定装置	11,100円	650円
圧力真空斜軸ニーダー	3,100円	390円	電気泳動装置	4,950円	110円
スライサー	2,650円	80円	全自動電気泳動装置	3,850円	80円
フードカッター	2,400円	10円	小型衝撃試験機	2,400円	10円
バーチカルミキサー	2,500円	60円	精密万能試験機	3,450円	450円
製菓・製パン用ミキサー	2,400円	20円	蛍光X線分析装置	5,850円	1,350円
伸展機	2,550円	60円	微小走査X線分析装置	5,700円	490円
スキナー	2,600円	180円	真空蒸着装置	2,450円	50円
いかこがね裂き機	2,500円	30円	拡大用ビデオカメラ	7,400円	120円
いか脱皮機	2,650円	260円	イオンコーター	2,400円	20円
電化焼機	2,400円	50円	万能金属顕微鏡	4,350円	250円
スタッパー	1,200円	20円	走査型電子顕微鏡(電界放射型)	7,250円	1,200円
ミートチョッパー	2,350円	—	偏光顕微鏡	5,150円	190円
ホームシーマー	4,850円	60円	顕微鏡デジタルカメラ装置	3,750円	50円
小型真空包装器	2,600円	130円	分光蛍光光度計	5,200円	220円
自動真空ガス包装機	2,550円	40円	金属中炭素硫黄分析装置	6,650円	950円
遠心濃縮機	2,550円	100円	X線回折装置	10,700円	1,800円
遠心式薄膜真空蒸発装置	9,800円	3,750円	オージェ電子分光分析装置	15,400円	1,450円
微量高速冷却遠心機	2,550円	90円	ICP質量分析装置	8,850円	2,700円
超遠心分離機	9,300円	1,050円	熱分析装置	11,100円	750円
フラクションコレクター	2,500円	50円	安全キャビネット	2,500円	40円
マイクロマニピュレーター	5,000円	80円	形削盤	2,400円	30円
高速液体クロマトグラフ	5,450円	340円	平面研削盤	5,500円	220円
ガスクロマトグラフ	5,100円	210円	施盤	2,400円	50円
ガスクロマトグラフ質量分析計	7,950円	1,950円	自動式のご盤	2,400円	30円
イオンクロマトグラフ	5,600円	420円	精密切断機	2,700円	150円
光イオン化4重極型質量分析計	10,200円	300円	エアープラズマ切断機	4,850円	90円
質量分析解析システム	1,600円	100円	トレーサー	4,950円	110円
紫外可視分光光度計	5,000円	110円	グローブボックス	1,300円	20円
赤外分光光度計	5,700円	470円	板金加工用セットプレス	2,850円	170円
近赤外分光蛍光光度計	5,550円	230円	スポット溶接機	2,700円	320円
フーリエ変換赤外分光光度計	5,850円	440円	ピーズブラスト	2,450円	10円
測色色差計	5,150円	190円	卓上フライス盤	2,450円	30円

パイプねじ切り機	4,750円	10円
雰囲気制御複合材料作製装置	17,700円	1,750円
プログラマブル電気炉	5,250円	330円
脱脂用加熱炉	5,500円	550円
浸透圧計	2,600円	70円
マイクロプレートウォッシャー	4,850円	20円
写真作成装置	4,250円	690円
光造形システム	18,200円	1,450円
真空注型システム	15,400円	320円
電波暗室	6,200円	400円
その他の機器	1,200円以上54,100円以下の範囲内で知事の定める額	3,750円以下の範囲内で知事の定める額

2 会議室又は研修室を使用する場合

名 称	1 時間ごとの使用料
会議室	2,500円
研修室	1,600円

備考 使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。

別表第2（第5条関係）

1 試験を依頼する場合

区 分	手 数	料
微小変位測定	1 件ごとに	5,100円
平行度測定	同	4,850円
形状測定	同	9,000円
真円度測定	同	9,000円
表面粗さ測定	同	9,000円
顕微鏡測定	同	5,800円
顕微鏡測定データ処理	同	5,000円
3次元測定	同	13,900円
3次元自由曲面評価	1 断面ごとに	2,900円
投影測定	1 件ごとに	7,600円
膜厚測定	同	8,000円

薄膜測定	同	9,150円
騒音測定	同	4,750円
変位測定	同	4,850円
高回転数測定	同	4,800円
多目的物理量測定	同	12,400円
赤外線熱画像測定	同	2,600円
構造解析	1 件 1 日につき	41,900円
一般強度試験（1 件 1 片）	1 件ごとに	3,650円
一般強度試験（1 件 2 片以上 5 片以内）	同	11,000円
実体強度試験	同	6,350円
動的粘弾性測定	同	11,900円
微小硬さ試験	同	2,550円
その他の硬さ試験	同	2,350円
硬度分布試験	同	5,100円
タッピング式はく離検出試験	同	10,300円
衝撃試験	同	2,500円
転がり摩耗試験	同	8,000円
滑り摩耗試験	同	9,050円
摩擦摩耗試験	同	8,600円
疲労試験	同	13,700円
顕微鏡組織観察	1 視野 1 件ごとに	4,150円
	1 視野増すごとに	2,750円
走査型電子顕微鏡観察	1 視野 1 件ごとに	6,150円
	1 視野増すごとに	1,650円
走査型電子顕微鏡観察（電界放射型）	1 視野 1 件ごとに	10,500円
	1 視野増すごとに	3,600円
偏光顕微鏡観察	1 件ごとに	5,600円
写真作成	同	2,700円
拡大ビデオ撮影	同	7,600円
超音波映像試験	同	24,100円
軟X線映像観察	同	26,500円
耐候性試験	同	12,000円
振動試験	同	15,900円
ふるい分け試験	同	2,350円
粉体物性測定	同	3,100円

レーザー回折式粒度分布測定	同	5,000円
遠心沈降式粒度分布測定	同	9,550円
めっき付着量測定	同	7,200円
分極測定試験	同	15,900円
X線回折	同	21,700円
腐食試験	同	5,100円
比重測定	同	7,150円
密度測定	同	10,400円
周波数分布状況測定	同	8,900円
電磁気特性測定	同	3,450円
熱衝撃試験	同	11,700円
恒温恒湿試験	同	11,700円
測色色差試験	同	7,700円
分光色彩測定	同	2,550円
雑音許容度試験	1条件1件ごとに	4,950円
静電気許容度試験	同	4,950円
EMS試験	同	28,300円
色彩色差測定	1件ごとに	4,800円
パルス・ジッター測定	同	4,900円
細菌数測定(微生物検査)	同	8,150円
水分活性測定	同	2,450円
pH測定	同	3,550円
浸透圧測定	同	3,650円
その他の試験	1件ごとに1,650円以上41,900円以下の範囲内で知事の定める額	

2 分析を依頼する場合

区 分	手 数	料 料
一般成分分析	1件1成分ごとに	4,400円
赤外分光分析	1件ごとに	8,550円
近赤外分光蛍光分析	同	5,550円
フーリエ変換赤外分光分析	同	6,900円
紫外可視分光分析	同	7,450円
ガスクロマトグラフ分析	同	7,700円
液体クロマトグラフ分析	同	8,150円

ガスクロマトグラフ質量分析	同	17,500円
定性元素分析	同	7,400円
食品成分簡易分析	同	3,750円
水分分析	同	4,150円
脂質分析	同	7,800円
たんぱく質分析	同	7,900円
たんぱく質分析(電気泳動法)	同	16,300円
窒素・たんぱく質定量分析	同	9,150円
繊維分析	同	7,950円
食物繊維分析	同	48,700円
灰分分析	同	8,300円
食品重金属分析	同	13,300円
ブドウ糖分析	同	8,150円
アミノ酸分析	同	9,900円
塩酸水解アミノ酸分析	同	55,800円
有機酸分析	同	9,700円
ビタミン類分析	同	8,400円
微量成分分析	同	9,150円
質量分析	同	13,800円
質量分析解析	同	2,700円
蛍光分光分析	同	7,300円
熱分析	同	13,300円
材料成分分析	同	5,950円
オージェ電子分光分析	同	18,000円
NMRスペクトル分析	同	12,700円
その他の分析	1件ごとに2,700円以上55,800円以下の範囲内で知事の定める額	

3 成績書謄本の交付を受けようとする場合

成績書謄本 1通につき 570円

附 則

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に使用の承認の申請がされている施行日以後の北海道立工業技術センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 施行日前に申込みがされている試験及び分析に係る手数料の額については、なお従前の

例による。

